

【理工学部】再入学案内（令和5年度）

1. 入学資格

弘前大学学則第 32 条の規定により退学した者又は学則第 35 条第 3 号若しくは第 4 号の規定により除籍された者とする。ただし、次の各号の一に該当する者は出願を認めない。

- (1) 退学時若しくは除籍時の在籍課程又は学科以外の課程若しくは学科へ志願する者
- (2) 他の大学に在籍する者

<参考>

○弘前大学学則第 32 条

- ・退学又は他の学校に転学あるいは入学しようとする者は、理由を明記して学長に願出しなければならない。

○弘前大学学則第 35 条第 3 号

- ・授業料の納付を怠り、督促を受けてもなお納付しない者

○弘前大学学則第 35 条第 4 号

- ・入学料の免除を申請し、不許可になった者又は半額免除を許可された者並びに入学料の徴収猶予を申請し、許可された者で、指定の期日まで納付すべき入学料を納付しない者

2. 出願手続

(1) 出願書類等（※印は、本学所定用紙）

出 願 書 類	摘 要
再 入 学 願 ※	出願前 3 か月以内に撮影した写真を 1 枚貼付すること。
再入学志望理由書 ※	
学 習 計 画 書 ※	
履 歴 書 ※	
入 学 検 定 料	30,000 円（払込方法は（注）を参照） 検定料を払い込んだことを証明する振込用紙の控を添付すること。

(2) 出願期間

令和 4 年 7 月 4 日（月）～令和 4 年 7 月 8 日（金）17 時必着

(3) 提 出 先

〒036-8561 青森県弘前市文京町 3 番地
理工学部総務グループ教務担当

(4) 提出方法

志願者は、取りそろえた出願書類を封筒に入れたうえ、封筒の表に「令和5年度再入学出願書類在中」と朱書きして、提出すること。

なお、郵送の場合は、EMSや書留など配達記録の残る手段を用いること。

(5) 出願上の注意

受理した出願書類等は、いかなる理由があっても返還しません。

また、出願書類に不備がある場合は、受理しません。

(注) 入学検定料は以下の方法でお支払いください。

銀行振込（国内）

・銀行振込により検定料を納付された場合は、振込用紙の控の余白部分に「再入学検定料」と書き込んだ後、理工学部総務グループ教務担当に振込用紙の控を持参もしくは送付してください。（FAXでも構いません。）

なお、指定口座は以下のいずれかです。（どちらでも構いません。）

○青森銀行 弘前支店 普通預金 1228599

○みちのく銀行 弘前営業部 普通預金 2613141

○口座名義共通 フリガナ：ダイ) ヒロサキダイガク

口座名義：国立大学法人 弘前大学 学長 福田眞作

3. 選抜方法

再入学の選考は、再入学志望理由書、学習計画書、面接（口頭試問を含む場合もあります）により行います。

4. 面接試験日

日 時：令和4年8月20日（土）午後を予定

会 場：弘前大学理工学部1号館

※時間の詳細は、出願後にお知らせします。

5. 合格発表

合格者の受験番号を、次の日時・アドレスに発表します。合格者には、合格通知書及び入学手続書類を郵送します。

なお、電話での合否に関する問合せには一切応じません。

合格発表日時	令和4年8月31日（水）13:00（予定）
アドレス（URL）	https://nyushi.hirosaki-u.ac.jp/ （パソコン・スマートフォンで確認できます）

6. 入学手続

(1) 入学手続の方法

試験に合格した場合は、郵送または持参により、入学手続を行ってください。

期日に手続を完了しない場合は、入学を辞退したものととして取扱います。

入学手続の期日等の詳細は、合格通知の際にお知らせします。

(2) 入学手続き時に要する経費

- ・ 入学料 282,000 円 (予定)

(注) 授業料は、年額 535,800 円 (前期分 267,900 円 後期分 267,900 円) (予定) になります。授業料の納付期限は、前期分 5 月末日、後期分 10 月末日となっております。

入学時までに入学金及び授業料が改定された場合は、各々の改定後の額となります。
また、在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。

・ 前の在学時に学則第 35 条第 3 号又は第 4 号の規定により除籍された場合は、未納の入学金又は授業料相当額を、入学手続き時に納入することが必要です。

7. 再入学の年次及び時期

- ・ 再入学の年次は、退学時又は除籍時の年次とします。ただし、「8. 既修得単位の取扱い」で認定された単位数により退学時又は除籍時の年次に再入学させることが適当でないと認められる者については、学長は、相当年次に再入学させることがあります。
- ・ 再入学の時期は、令和 5 年 4 月 1 日となります。

8. 既修得単位等の取扱い

- ・ 既修得単位の取扱い及び在学期間の通算については、教授会の議を経て、学部長が認定します。
- ・ 再入学を許可された者の修業年限は 4 年間とし、在学期間 (最大 8 年間) は、退学又は除籍以前の在学年数を差し引いた年数とします。

9. 個人情報の取扱いについて

志願者から提出いただいた個人情報は、入学者選抜のほか、次の範囲で利用させていただきます。

- (1) 入学者の学籍管理及び学生生活支援に関すること
- (2) 入学者選抜の改善のための調査・研究に関すること
- (3) その他、教育・研究に関すること

担当：弘前大学理工学部
総務グループ (教務担当)

住所：〒036-8561
青森県 弘前市 文京町 3 番地

電話：0172-39-3930 / Fax：0172-39-3509